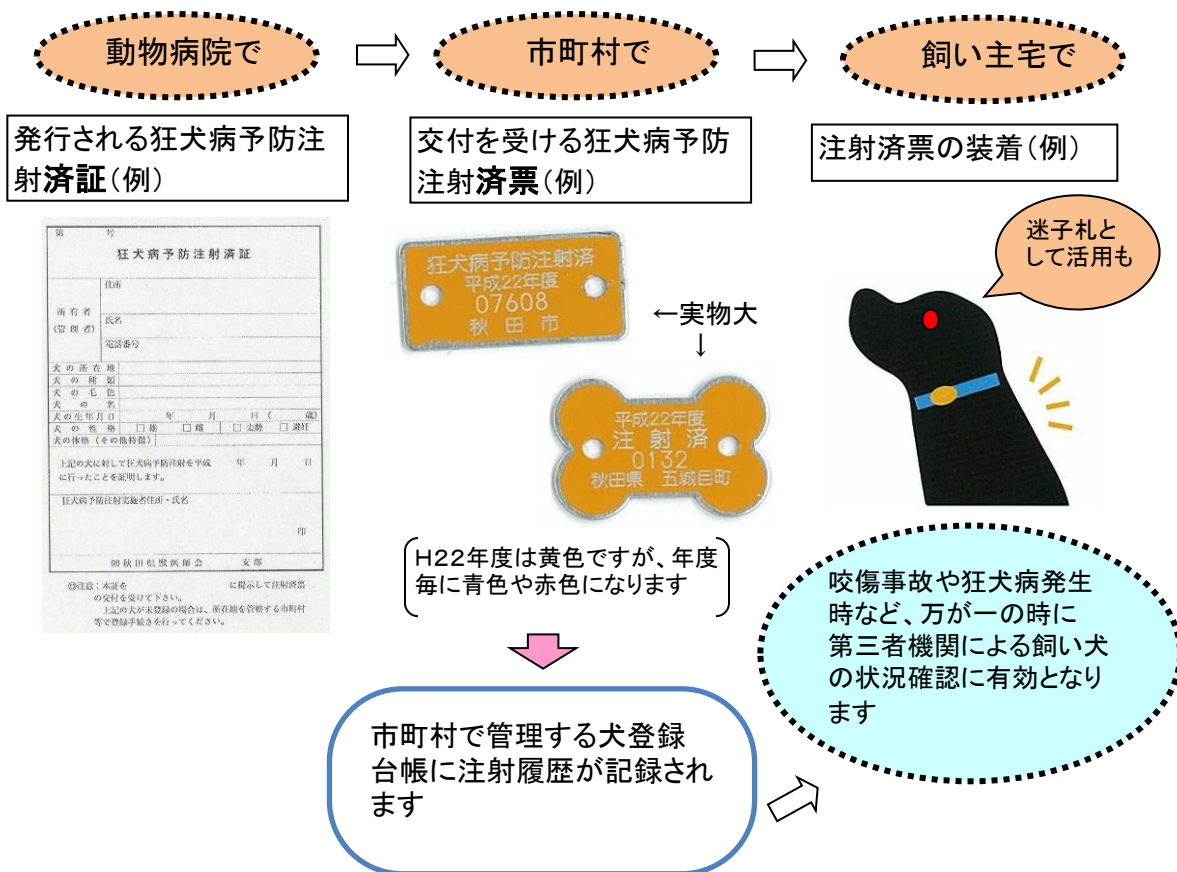


動物病院で発行してもらった狂犬病予防注射済証(紙の証明書)のあつかいについて

Q 動物病院で狂犬病予防注射を受けた後、注射済証(証明書)を発行してもらいました。病院の先生から「犬を飼っている場所の市町村の窓口に提示して手続きが必要だと聞いたのですが、どんな手続きですか。

A 狂犬病予防法で定められている飼い主さんの義務の一つで、手続きには、動物病院が発行する注射済証(証明書)と手数料※を、市役所・町村役場※に持参して注射済票(アルミ製のプレート)の交付を受ける必要があります。
 詳細は、お住まいの市役所・町村役場に連絡して確認をお願いします。

※秋田市の犬の場合は秋田市保健所・市役所支所ほかで手続きを ※交付手数料は550円



§ § 秋田県獣医師会と各市町村が日程を定めて県内各地で実施している「集合注射」の会場では、上記の注射済票交付がその場でできるよう、担当者も出張し事務手続きがなされます。

11